

市第 140 号議案

横浜市附属機関設置条例の一部改正

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月 14 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を「横浜みどりアップ計画」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜みどりアップ計画市民推進会議の担当事務を変更するため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市附属機関設置条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

執行機関	附属機関	担任事務	委員の定数
市長	(省 略)		
	横浜みどりアップ計画市民 推進会議	横浜市域の樹林地及び農地の保 全並びに緑化の推進を図ることを 目的とする <u>横浜みどりアップ計画</u> <u>横浜みどりアップ計画</u> —————に係る施策及 (新規・拡充施策) び事業についての情報提供、評価 等に関する事務	20人以内
	(省 略)		